

## 福岡地方裁判所委員会（第3回）議事概要

### 1 開催日時

平成16年3月2日午後1時30分～午後4時45分

### 2 場所

福岡地方裁判所小会議室

### 3 出席者

（委員）

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

石村一枝委員，上田静生委員，狩野啓子委員，古賀靖子委員，田代俊一郎委員（途中退席），田邊宜克委員，谷敏行委員，野口郁子委員，信田昌男委員，波多江重則委員，福島康夫委員，牧真千子委員，吉井勝敏委員（途中退席）（五十音順）

（福岡地方裁判所）

宮本禎一郎事務局長，川本章民事首席書記官，城戸和元刑事次席書記官，梶井宏一福岡簡易裁判所庶務課長

（説明者）

奥津晋主任書記官，福岡簡易裁判所靄田弘子主任書記官，同松藤達也主任書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

永田昌敏総務課長，黒岩康彦総務課課長補佐，東孝賢庶務第一係長

### 4 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

#### (1) 議事概要について

委員長から第1回及び第2回の議事概要（案）が示され，これが了承された。

主要な意見は次のとおり

○ この程度の記載でよい。委員会において何が話し合われたかが分かればよい。

◎ 議事の内容によって発言内容に発言者の立場が示されていない部分がある。議事の内容にかかわらずすべての発言に示すべきである。

□ 第3回以降の議事録については、すべての発言に発言者の立場を示すこととし、第1回及び第2回の議事概要については、これをホームページに掲載し、反応を見ることとしたい。

(2) 配布資料について

(総務課長から配布資料について説明)

◎ 「裁判所以外の機関の相談窓口」はホームページ上に掲載し、現在掲載しているものと差し替えてはどうか。

◇ 掲載するについては、これらの機関の了承を得る必要がある。

□ この記載を充実させていくだけでなく、相互の連携を視野に入れてどの機関がどのような役割をしているのかを把握していくことが重要である。

(3) 福岡地方・簡易裁判所における受付相談窓口の実情について

□ 前回の委員会では、裁判所の相談窓口のシステムについて説明し、相談窓口の在り方について御意見をいただいたが、今回は、裁判所の相談窓口で行われている具体的なやり取りについて担当書記官から説明してもらいたいと思っている。また、他の機関（相談窓口）との連携の実状と今後の在り方についての意見もあったので、いわゆる「DV防止法」による「配偶者暴力に関する保護命令申立手続」を扱っている部署の担当書記官から、ここにおける警察等他の機関との連携について説明してもらいたいと思っているがよろしいか。

(委員了承)

(福岡簡易裁判所松藤達也主任書記官及び同鶴田弘子主任書記官から「福岡簡易裁判所の市民紛争係における相談窓口の実情」について説明)

(奥津晋主任書記官から「DV防止法による配偶者暴力に関する保護命令申立手続に係る他機関との連携」について説明)

#### (4) 意見交換

##### ア 相談窓口について

- 消費生活センターとしては、消費生活センターで解決できなかったものを解決するところが裁判所だと思っていたので、裁判所に相談に訪れた方に消費生活センターを紹介することがあるというのは意外だった。
- ◇ 裁判所に相談に訪れる前に消費生活センター等の他の機関に相談してきた方の多くは裁判所で解決したいと思っている。しかし、最初に裁判所に相談に訪れた方の中には、裁判所の手続きを利用する前に、もう少し問題を整理して的確なアドバイスを受けた方が良いと思われる方もいる。そのような方に対しては、消費生活センター等の他の機関に相談するよう勧めることがある。

##### イ 関係機関との連携について

- DV関係の相談は、主に女性からのものであるが、その件数は5、6年前と比べると10倍くらいになっている。関係機関の連携は今後ますます必要になってくると思われる。
- 年に数回実施しているDV関係の電話相談等は、弁護士会、警察、N G O等が協力して実施している。
- DV関係では、法律に規定されている関係機関だけではなく、医療機関や学校等にも関わってもらうことが必要である。それらの機関からの通知システムの確立やDVに対する啓蒙・啓発が必要である。また、アメリカのメンズサポート(加害男性にその改善のためのカリキュラムを受けるか、あるいは刑務所に入るかなどの指示が出せる機関)のような組織も必要である。
- ◇ 医療機関や学校への働き掛けについては、先に出席した県の連絡会議でも話題になっていた。医療機関や学校からの通知の必要性は認識されつつあり、その機運は高くなっている。今後、それらの機関をシステムとして

どのように組み込んで行くかが課題である。

#### ウ リーフレットについて

- ◎ 裁判所では、相談に訪れた方に対し、どのようなきっかけで裁判所の手続を知ったかといった統計をとっているのか。
- ◇ 統計はとっていないが、友人、知人を通じてということが多いようだ。最近ではインターネットで知ったという方が増えてきている。
- ◎ 弁護士会では、相談窓口で相談者に調査して統計をとって、リーフレットの配布先等を検討する際に活用している。裁判所ではどのようなところにリーフレット等を配布しているのか。
- ◇ 配布した「リーフレット等一覧表」の「配布先」に記載のとおりである。
- ◎ 弁護士会では担当者がリーフレット配布後、配布先を回ったりしてどのように広報されているかを確認している。裁判所の広報は「待ち」のイメージがあるが、これからはいかに裁判所に来てもらうかといった観点が必要なのではないか。
- 企業の広報の場合、最終的には利益に結びつかなければならない。そのためには、物が売れなければならない。そのためには、その商品を知ってもらうための広報が必要となる。メディアミックスといわれるように、広告やテレビ等の媒体を組み合わせるようになる。例えば、年配の方はインターネットでは物を購入しないが、若い方はインターネットで物を購入するというマーケティング情報がある。そうすると、ターゲットごとの情報提供の方法が必要だということになる。DV相談についての広報においても若い方に対するものと年配の方に対するものとは自ずと異なってくるのではないか。また、一般の方は、裁判所よりも弁護士の方が相談に行き易いが、弁護士はお金が掛かるというイメージがある。裁判所と弁護士とがうまくリレーションできればと思う。
- 裁判員制度などで裁判所が注目されている今が広報のチャンスだと思う

う。市民の意識が高揚しているときに経費を掛ければ大きな効果が得られる。人気落ちてきてからでは効果は望めない。人気があるうちに広報し続けることによって右肩上がりになっていく。

◎ リーフレットの名称をみると、利用者が必要とする情報を直接的に受け取ることができるものがほとんどない。例えば、「特定調停」といった言葉が使われているが、その言葉の意味自体がわからない。そのようなリーフレットでは役に立たない。もう少し名称を工夫して、例えば、直接的に「敷金を返して欲しい人のために」といったリーフレットがあってもよいのではないか。

□ リーフレットにも工夫が必要なようだ。また、リーフレットの配布先についてもターゲットを想定するなど検討すべきであろう。

#### エ 裁判官の広報への積極参加について

○ 現在、ある新聞で連載されている裁判官のリレーコラムや、以前に掲載された、委員長も参加した座談会のような記事を読むと、裁判官を身近に感じることができる。裁判官はもっとメディアに出ていけばよいのではないか。

□ 以前に比べると、裁判官がメディアに出ることに抵抗はなくなってきた。私自身、裁判所という職場をもっと理解してもらうことは必要であると痛感しており、積極的に出て行くようにしている。

○ 委員長と副委員長の対談だけでも面白いのではないか。

△ 取材等を通して裁判官も同じ人間なんだと知ると、裁判官や裁判所にとっても興味や親近感が沸いてくる。その効果をマスメディアを介して行えば効果があると思う。

◎ 今後裁判員制度が導入されることもあり、裁判所をもっと知ってもらうためには、ほとんど静止画像に近い裁判官の映像のみを撮影させるのではなく、当事者の人権に配慮した上で法廷内の映像を流すことができれば効

果も大きいのではないか。

オ 司法教育について

- 市民にとっては、いまだ、裁判所は「お白州」という感覚があるのではないか。主権者としての意識が薄いのではないか。
- 例えば、外国ではオペラを幼少の頃から鑑賞させるので、大人になっても多くの人がオペラを鑑賞するのだと聞いた。幼少の頃の影響は大きいので、福岡の小学校でも、裁判所の法廷を一度は見学するといったカリキュラムになればよいと思う。
- ◎ 司法教育は重要である。裁判所に法廷見学に来たことがある人は、単にリーフレットを読んだ人よりも裁判所に対して興味を持っているであろう。司法教育については、これまでのように弁護士会や裁判所がそれぞれの立場で行うのではなく、相互に連携することによってより広い範囲でのものが可能となってくるのではないか。これは、本委員会の中で検討できる大きな課題ではないか。
- 消費者教育については、既に学校のカリキュラムに組み込まれている。
- ◎ 消費者教育については、県と市と弁護士会で協議会を重ねた結果、県や市が自らその必要性を認識してカリキュラムに組み込んでいったという経緯がある。
- 学校のカリキュラムについては、県の教育委員会や教育事務所に働き掛けることが有用である。
- 裁判官が学校に出向いて話をするいわゆる出前講義は、時間的な余裕さえあれば可能ではないか。
- ◎ かつて、高校等に出前講義に行ったことがある。しかし、恒常的に出前講座をとというのは、本来の業務が忙しくなかなか難しい。
- 裁判官のOBに出前講義を依頼してみてもどうか。
- ◎ 私の経験では、若い人に興味をもってもらうためであれば、OBよりも

若い陪席裁判官の方が親近感が持ててよいのではないかと思います。

- 裁判所の話をするのであれば、書記官や事務官の方でもよいのではないかと。

カ メディア等を利用した広報について

△ 大学に入学するまでにいろいろな職業があることを知ることは大切だと思う。例えば、裁判官という職業を知るのに即効性のあるものとして、裁判官を描いた良質なドラマや漫画があればよいと思う。かつて、日本の囲碁人口が減少して日本棋院等は危機感をもっていたというが、囲碁を題材とした漫画のヒットで若者の囲碁人口が飛躍的に増えたと聞いている。裁判官は面白い職業だという漫画等が一つヒットすれば裁判所に興味を持ってもらうのに十分な即効性があるのではないかと。この漫画に日本棋院が協力したように、裁判所が協力した漫画等はできないだろうか。

- 漫画等は面白い媒体であるが、興味を引くには内容がはちゃめちゃめでなければ面白くない。裁判所監修の漫画では面白くなさそうだ。

△ これまでドラマ等で描写されていた裁判官は、機能としての側面でしか描かれていなかったが、裁判官の内面等が描写されたものだと面白いのではないかと。

- トップクラスのCMプロデューサーに裁判官の出演するクオリティの高いCMを作ってもらってはどうか。

□ 本委員会において出された意見を裁判所に検討してもらった上、委員長と副委員長で次回の委員会で意見交換していただく内容を相談し、これを事前に各委員に連絡することとしたいがよろしいか。

(委員了承)

5 次回の日程等

第4回 5月26日(水) 午後1時30分 福岡地方裁判所小会議室